

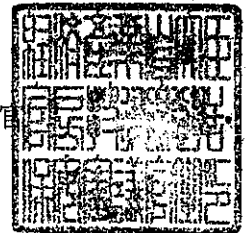
# 経済産業省

20210531保局第5号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部を次のように定める。

令和3年6月18日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則  
の機能性基準の運用について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

1. この規程は、令和3年6月18日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程新旧対照条文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。  
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号</p>
<p>9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等の流出を防止する措置</p> <p>規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号ニ、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、第53条第1号リ</p> <p>充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 貯蔵施設に置く場合</p> <p>① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。</p> <p>② 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。</p> <p>③ 10kg容器にあっては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープにより緊縛すること。</p> <p>(2) 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合</p> <p>① (1)①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれの</p>	<p>9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置</p> <p>規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号ニ、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、第53条第1号リ</p> <p>充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 貯蔵施設に置く場合</p> <p>① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。</p> <p>② 固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。</p> <p>③ 10kg容器にあっては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープにより緊縛すること。</p> <p>(2) 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合</p> <p>① (1)①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれの</p>

ない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等（側板下部の通風がよいものに限る。）に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。

② 充てん量10kg以上の容器については、ベルト、鉄鎖等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。

③ 浸水のおそれのある地域においては、(2) ②に加え、次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの基準により、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。令和3年11月30日まではなお従前の例による。令和3年12月1日現に設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によることができる。

(i) ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。充てん量20kgを超える容器にあつては1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。充てん量20kg以下の容器にあつては当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であつて冬の期間等にあつてはこの限りでない。

(ii) 容器収納庫に保管すること。

ない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等（側板下部の通風がよいものに限る。）に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。

② 充てん量10kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。

[新設]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。